

令和3年2月26日

府内大学・短期大学の長 様

京都府文化スポーツ部長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に係る新しいステージ  
への移行について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策については、令和3年3月1日から、京都府において、別紙のとおり、感染の再拡大の防止に向けた新しいステージにおける対策を実施することとなりました。

このうち、大学等については、別添「京都府内の大学・大学生に係る感染防止対策の徹底について」のとおり、各大学等における感染防止対策と学生への注意喚起の実施についてよろしくお願いします。

また、府内大学等において、内閣官房による「感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査」の実施を予定しておりますのでご協力いただきますようお願いいたします。

担 当	大学政策課
電 話	075-414-4526

(別添)

## 京都府内の大学・大学生に係る感染防止対策の徹底について

### 1 大学に向けた要請

#### (1) 卒業式・入学式の開催

- ▶卒業式及び入学式は、人数の制限や複数回での分散開催、在校生や保護者、関係者向けにオンライン中継等を行うなどにより、原則として本人のみの参加とすること。
- ▶会場での感染防止策（換気、マスクの着用、手指消毒など）を徹底すること。
- ▶式典の参加者については、2週間分の健康観察表の提出を義務付けなどを行うこと。
- ▶式典の前後の飲食を伴う行事（謝恩会、歓迎会等）は、行わないこと。

#### (2) 新入生等の受け入れ等

- ▶新入生や帰省していた学生が京都に移動する場合は、移動の概ね2週間前から検温等により健康観察を義務付け、発熱等の症状がある場合は引っ越しや移動の時期を延期させること。
- ▶新入生に対しては、大学の感染拡大防止マニュアルや、府の作成した啓発動画等を活用し、大学生活における感染拡大防止対策や、大学施設利用のルール、こころの活用等の感染拡大防止ガイダンスを行うこと。
- ▶授業の実施に当たっては、対面授業と遠隔授業との組合せや柔軟な授業時間の設定などを行い、修学環境を整えるとともに、特に新入生に対しては、相談体制の充実などWITHコロナ下における大学教育や大学生活を円滑に適応できるよう努めること。
- ▶感染者が確認された場合は、感染拡大防止のため保健センター等で行動調査を実施すること。

#### (3) その他学生の感染防止対策の実施

- ▶学生寮や部活動等の課外活動については、感染拡大防止責任者を置き、感染防止対策を点検するとともに定期的に対策を確認すること。
  - ・活動回数や時間を制限するとともに少人数で行うこと。
  - ・感染リスクの高い活動（①学生同士が組み合わせることが主体となる活動、②身体接触を伴う活動、③大きな発声や激しい呼気を伴う活動）や、合宿・他校との練習試合は、特に感染防止対策を徹底した上で、地域の感染状況等を踏まえ段階的に再開すること。
- ▶学生に対しては繰り返し情報提供や注意喚起を行うこと。
  - ・身近に発生した新型コロナウイルス感染事案などを具体的に情報提供すること
  - ・行事など各場面毎に感染拡大防止に向けた留意事項を示すこと。

## 2 大学生に向けた要請

### (1) 卒業式・入学式への参加等

- ▶式典の2週間前から検温等により健康観察を行うこと。
- ▶発熱等の症状がある人、体調の悪い人は式典や関係行事に参加しないこと。
- ▶飲食を伴う関係行事（謝恩会、歓迎会等）の開催は、自粛すること。
- ▶飲食を伴わない在校生等による送別行事や歓迎行事等は、密にならないよう感染防止対策を徹底すること。

### (2) 春季休業の過ごし方

- ▶帰省の際の注意事項
  - ・緊急事態宣言地域への帰省は自粛すること。
  - ・その他の地域に帰省する場合にあっても、2週間前から検温など健康観察を行い、発熱等の症状があるときは帰省を控えること。
  - ・帰省後も友人等との飲食は自粛し、家庭内においても、マスクの着用や消毒など感染防止対策を徹底すること。
- ▶卒業旅行は、自粛すること。
- ▶アルバイトをする際は、勤務先の感染拡大予防対策に従って行動すること。
- ▶課外活動については、感染拡大防止責任者とともに、自らも主体的に感染拡大防止対策を実施すること。
- ▶休業中も、毎日の健康観察・行動記録を行うこと。